

☆「示談にしよう」は要注意 ☆

トラブルが発生した場合は当事者間または弁護士に依頼し、話し合いにより示談を成立させます。
話し合いでまとまらない場合は裁判で解決を図ります。損害賠償請求であれば話し合いにしても、
裁判にしても請求する側が損害を証明する資料を提示する必要があります。これは施術事故でも同様です。

本会が会員から受ける相談で、利用者から「示談にしよう」と持ち掛けてくるケースでは、利用者が請求資料を用意するなどの本来の手順を踏まず、当事者同士の話し合いだけで金額を決めようとする、強引な示談交渉をしてくる方が稀に見かけられます。

施術事故の被害者であれば加害者に対して損害賠償を請求する権利がありますが、同時に立証する義務も伴います。被害者という理由で、本来請求できない内容を請求することや資料を用意せずに口頭のみで請求することはできません。

このような例外的な方法で成立した示談は、法的な支払義務が生じない内容が示談金にもりこまれることがあるため、本会の会員でも保険金の一部が支払い対象とならない恐れがあり注意が必要です。

示談は契約行為の一種です。契約において理不尽といえる内容が含まれ、それが詐欺や強迫によって契約をさせられた、契約内容の重要な点を勘違いしていた、などの際は法律によって無効や取消しを主張できる場合がありますが、その手続などに関しては簡単なものではありません。

このような対応を求めてくる利用者には大きく2つのパターンがあります。

- ① はじめから一切の資料を用意する気がなく、自らの理論を正当化しながら強引に話をまとめようとする人
- ② 提示額に不満があり、慰謝料の増額理由にはならないような事情を訴え自身の希望額に近づけようとする人

②のケースで金額提示後に損害保険会社が認定した慰謝料以外に施術者が個人的に慰謝料を払うつもりはないのかと要望を受け、施術者側はその対応はできないとお断わりしたところ、利用者は弁護士に相談。弁護士は「どちらか一方からしか慰謝料をもらうことはできない」と話したとのことでした。さらに、損害保険会社が提示した慰謝料を不服とするのであれば弁護士に委任して対応する必要があるとのアドバイスも受けたそうです。また、弁護士費用の負担がイヤで、何とか施術者からの提示額を引き上げようと強引な示談交渉に持ち込もうとする方もいるようです。

強引な示談を持ち掛けてくる人は多くありません。多くないからこそ、提案を受けた際には、想定していた示談交渉との違いに戸惑ってしまう施術者がいます。少しでもおかしいと感じた場合はその場で結論を出さずに時間をもらい本会までご連絡ください。

2VE POINT

示談交渉の際は金額の大小ではなく、支払うべきかどうか
重きをおいて対応しましょう

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANewsの発行・会員保障制度など
ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）



JHA
Home Page

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】



JHA NEWS
Back Number



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp> E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SSビル 2F